

静岡県制度融資

経済変動対策貸付

新型コロナウイルス 感染症対応枠

新型コロナウイルス感染症により、売上減少・資金繰り悪化等の影響を受けている中小企業・小規模事業者のみなさまへの県制度融資です。

保証料率



0%

融資限度額

アップ



5,000万円

8,000
万円

融資利率



0.2%
引き下げ



あなたの事業を応援するパートナー

静岡県信用保証協会

経済変動対策貸付 **新型コロナウイルス感染症対応枠**

■ 制度の概要

	経済変動 コロナ4号 (地域指定)	経済変動 コロナ5号 (業種指定)	経済変動 コロナ危機関連 (危機指定)
対象者	県内において、原則として1年以上継続して同一事業を営んでいる中小企業者(個人、会社、医療法人)・組合で、下記要件に該当するもの。 <売上減少要件> 新型コロナウイルスの影響を受け、直近1か月の売上が前年同月に比べ減少し、かつ、今後2か月間を含めた3か月間の売上が前年同月に比べ減少することが見込まれること。 制度ごとの売上減少基準は、以下のとおり。 (いずれも、売上の減少について市町長の認定が必要です。)		
売上基準	前年同月比 20% 以上減少	前年同月比 10% 以上減少	前年同月比 15% 以上減少
対象業種	全業種	セーフティネット 5号の指定業種	全業種
融資限度額	5,000万円 → 8,000万円 (既存の経済変動対策貸付と同一枠)		
融資期間	10年以内 (据置期間: 運転2年以内、設備3年以内)		
返済方法	元金均等月賦返済または元利均等月賦返済		
保証料率	0.60% → 0%	0.58% → 0%	0.80% → 0%
融資利率	1.50% → 1.30%	1.60% → 1.40%	1.50% → 1.30%
	各市町において、追加の利子補給がある場合があります。詳細については、各市町へお問い合わせください。		
保証割合	100%	80%	100%
取扱期間	令和2年3月2日～ セーフティネット4号の 地域指定期間まで	令和2年3月6日～ セーフティネット5号の 業種指定期間まで	令和2年3月13日～ 県の定める取扱期間まで (※取扱期間内に貸付実行される 必要があります。)

※指定地域、指定業種、指定期間は、経済産業省ホームページからご確認いただけます。

お問い合わせ先

本店 TEL:054-252-2121
〒420-8710 静岡市葵区追手町5-4
アーバンネット静岡追手町ビル5階

浜松支店 TEL:053-458-1212
〒430-8666 浜松市中区田町330-5
遠鉄田町ビル6階

沼津支店 TEL:055-926-0100
〒410-8691 沼津市米山町6番5号
沼津商工会議所会館3階



あなたの事業を応援するパートナー
静岡県信用保証協会